

今年度1回目の一部繰上償還の申込は6月20日(木)必着です!

経理貸付係
(082)513-4955

公立学校共済組合広島支部では貸付を受けている組合員の皆様を対象に、年2回、貸付金の一部繰上償還を実施しています。

今年度第1回目の一部繰上償還の申し込みの受付を次のとおり行いますので、希望される方は、広島支部まで「一部繰上償還申出書」及び「最新の給料明細書等の写し」を6月20日(木)必着までにご提出ください。

一部繰上償還のシミュレーションは当共済組合のホームページで行えます。

<https://www.kouritu.or.jp/kumiai/shikin/shisan/kuriage/kuriage1.php> を参照してください。

今回申込みをされる方で、試算を利用されるときは、「繰上償還希望月」を「7月」に設定してください。なお、第2回目の申出書の提出締切日は12月13日(金)となります。

一部繰上償還までのお手続き

ステップ1

支部に申出書一式を送付する

6月20日(木) 必着

ステップ2

7月上旬に振込用紙が届くので期日までに振込む

期限 7月22日(月)
7月給与からも償還金は控除されます。

ステップ3

8月償還分から新しい償還額に変わる

〔8月上旬に新償還表が
お手元に届きます〕

第2回目の
スケジュール
【予定】

12月13日(金)
必着

期限 1月22日(水)【予定】

2月上旬償還表発送【予定】



注意事項 (手続きを行う前に御確認をお願いします。)

- ・一部繰上償還後の償還回数は、**未償還回数**の範囲内で借受人が希望する償還回数となります。
- ・毎月償還のみの場合は、一部繰上できる金額は10万円以上で1円単位です。
- ・ボーナス償還併用の場合は、一部繰上できる金額は20万円以上で1円単位とし、その金額の2分の1以上をボーナス償還に係る未償還元利金相当額に充当する必要があります。
- ・償還猶予金の残額があるときには、繰上償還額に償還猶予金の残額を加えて償還してください。
- ・住宅貸付け等で、所得税に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けている場合、繰上償還により償還期間が10年未満(償還回数が120回未満)になると、特別控除の対象から外れますのでご注意ください。(所得税に係る住宅借入金等特別控除については、所轄の税務署にお問い合わせください。)

全額繰上償還は毎月受け付けています。



貸付金の全額繰上償還は毎月20日必着(※12月は13日必着)で受け付けています(締切日が休日の場合はその前日が締切日となります。)。ただし、ボーナス償還併用の場合は、11月償還分(10月18日(金)締切)は申込みできませんのでご注意ください。